

投資信託受益権振替決済口座管理約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）において取り扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条（振替決済口座）

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- (3) 当社は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

- (1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。
- (2) 当社は、お客さまから「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- (3) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客さまには、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

その際、取引時確認のために必要な書類の提示を行っていただきます。

第3条の2（共通番号の届出）

お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条（契約期間等）

- (1) この契約（この約款に基づく当社とお客さまとの間の契約をいい、以下同じとします。）の当初契約期間は、契約日から最初に到来する2月末日までとします。
- (2) この契約は、お客さま及び当社のいずれからもしし出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条（当社への届出事項）

「振替決済口座設定申込書」に押印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

第6条（振替の申請）

- (1) お客さまは、当社が認める場合には振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、当社に対し、振替の申請をすることができます。（ただし、次の各号に定める場合を除きます。）
- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入に係るものその他機構が定めるもの
 - ③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑤ 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑥ 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - ア．収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - イ．収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ウ．償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - エ．償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - オ．償還日
 - カ．償還日翌営業日
 - ⑦ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの
- (2) お客さまが振替の申請を行うに当たっては、当社所定の日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- ① 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
 - ② お客さまの振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
- (3) 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- (5) 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取扱います。

第7条（他の口座管理機関への振替）

- (1) 当社は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしてい

ない等の理由により、振替を受け付けない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。

また、当社で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなかったことがあります。

- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

第8条（担保の設定）

お客さまの投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

第9条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客さまの請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客さまから当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

第10条（償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。ただし、当該投資信託受益権につき差押えを受けた場合その他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されている場合並びに当該償還金、解約金及び収益分配金に係る支払請求権につき差押えを受けた場合を除きます。

第11条（お客さまへの連絡事項）

- (1) 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。
- ① 償還期限（償還期限がある場合に限りです。）
 - ② 残高照合のための報告
- (2) 前項第2号の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかにお取引店内部管理責任者に直接ご連絡ください。
- (3) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第12条（届出事項の変更手続き）

- (1) 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。
- (2) 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振

替又は抹消、この契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

- (3) 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

第13条（口座管理料）

- (1) 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- (2) 当社は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払のご請求には応じないことがあります。

第14条（当社の連帯保証義務）

機構が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- ① 投資信託受益権の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- ② その他、機構において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第15条（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- (1) 当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が指定販売会社となっていない銘柄その他の当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

第16条（解約等）

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、この契約を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条第2項による当社からの申し出によりこの契約が更新されないときも同様とします。
- ① お客さまから解約のお申し出があった場合
- ② お客さまが手数料を支払わないとき
- ③ 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高が無い場合
- ④ お客さまがこの振替決済口座開設の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ⑤ お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明し当社が解約を申し出た場合
- ア. 暴力団
- イ. 暴力団員
- ウ. 暴力団準構成員
- エ. 暴力団関係企業
- オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- カ. その他アからオに準ずる者
- ⑥ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次に該当する行為をし当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合

- ア. 暴力的な要求行為
- イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- エ. 風説を流布し、偽計を用いてまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- オ. その他アからエに準ずる行為

- ⑦ お客さまがこの約款に違反したとき
- ⑧ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(2) 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第 13 条第 2 項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

(3) 当社は、前項の不足額を引取りの日に第 13 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 13 条第 2 項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

第 17 条 (解約時の取扱い)

前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第 18 条 (緊急措置)

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第 19 条 (免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第 18 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第 20 条 (この約款の変更)

この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

以 上
(2020 年 4 月 1 日現在)